

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和8年2月6日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷版地域包括ケア10年振り返り及び世田谷区地域保健医療福祉総合計画中間見直し支援業務委託

(2) 業務内容

世田谷区では地域包括ケアに取り組み令和7年度（2025年度）に10年を迎える。これまでの10年の振り返り及びこれから10年の取組みについて考えていく。

また、区では地域包括ケアシステムを「世田谷版地域包括ケアシステム」と称し、「世田谷区地域保健医療福祉総合計画（令和6～13年度）」（以下、「総合計画」という。）に取り組みを含めし策定している。

区を取り巻く社会情勢も大きく変化していることから、今日の福祉の考え方方に立ちつつ、国や都の動向を鑑み、その方針や内容等を反映しながら、令和8、9年（2025、2026年）度の2か年で、地域包括ケア10年の振り返り及び総合計画の中間見直しを行っていく。

そのため、過去に行政計画策定支援等の実績を備え、各種調査・報告・先行事例等の調査・分析、区民意識の分析、および国の動向などに基づく専門的見地から、計画の策定支援に携われる事業者に地域包括ケア10年の振り返り及び総合計画の中間見直し支援業務を支援する業務の委託を行うものである。

(3) 履行期間

地域包括ケア10年振り返り及び総合計画中間見直し策定業務の期間を令和8年（2026年）度（令和8年（2026年）5月初旬～令和9年（2027年）3月31日）、総合計画中間見直し策定業務の期間を令和9年（2027年）度（令和9年（2027年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日）と想定して、業務の委託を予定し、本プロポーザルを実施するものである。

契約は、毎年3月31日までの会計年度を単位とし、履行に不備が無く、受託事業者にコンプライアンスに反する事項など継続して業務を委託し難い状況が無い限り、随意契約により、引き継いで業務を委託することを予定する。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (5) 世田谷区や他自治体において地域包括ケアの推進に関する支援業務に従事した実績があること
- (6) 「世田谷版地域包括ケア10年振り返り及び世田谷区地域保健医療福祉総合計画中間見直し支援

業務委託選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

委員長：保健福祉政策部長 田中 耕太

副委員長：保健福祉政策部保健福祉政策課長 望月 美貴

委員：高齢福祉部高齢福祉課長 佐藤 秀和

委員：障害福祉部障害施策推進課長 須田 健志

委員：子ども・若者部子ども・若者支援課長 寺西 直樹

委員：世田谷保健所副所長健康企画課長事務取扱 桐山 徳幸

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本件業務を行うために必要な社会福祉に関する理解度および課題認識等のレベル
- (2) 計画策定に関する情報収集・調査研究能力、業務履行の信頼度
- (3) 実施体制（配置人材、業務責任者等の経験や資格、区との連絡体制等）
- (4) 本件に類似する事業の実績
- (5) 見積もり金額の妥当性
- (6) プрезентーションでの説明内容の明確性、的確性

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目21番27号（世田谷区役所第2庁舎2階 23番窓口）

世田谷区保健福祉政策部保健福祉政策課

電話：03-5432-2427 ファクシミリ：03-5432-3017

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和8年2月6日（金）から令和8年2月20日（金）まで

場所：世田谷区ホームページでの閲覧 / 方法：区ホームページからのダウンロードによる

世田谷区トップページ→区政情報→契約・入札情報→発注情報
→現在実施中のプロポーザル情報→福祉・健康

ページ番号：31024

URL：<https://www.city.setagaya.lg.jp/02014/31024.html>

(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

期限：令和8年2月20日（金）15時まで（必着）

場所：上記（1）担当部課に同じ

方法：持参または郵送（締切日必着。郵送は書留郵便に限る。）

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所

期限：令和8年3月24日（火）15時まで（必着）

場所：上記（1）担当部課に同じ

方法：原本及び副本を電子メールにて、PDFデータを提出すること

(5) プрезентーションの実施について

提案書の審査による上位5者を対象にしてプレゼンテーションを実施する。

実施日、実施場所等については、上記対象者に対し、第一次審査結果通知とともに通知する。

6 スケジュール

説明書交付期間	2月 6日（金）～2月20日（金）
参加表明書の受領期限	2月20日（金）15時まで
招請通知発送	2月25日（水）
質問提出期限	3月 3日（火）15時まで
質問回答発送	3月12日（木）
提案書提出期限	3月24日（火）15時まで
第一次審査（提案書審査）	4月上旬～4月中旬（予定）
第一次審査結果通知	4月中旬（予定）
第二次審査（プレゼンテーション）	4月下旬（予定）
第二次審査結果通知	4月下旬（予定）

7 その他

- (1) 本件は、令和8年度予算の配当を条件として契約する。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金　免除
- (4) 契約書作成の要否　要
- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無　「無」
- (6) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、提案書等の提出物は返却しない。
- (9) 提案に係る一切の書類に虚偽があると認められた場合は、当該提案は無効とする。
- (10) 提出書類を郵送で提出する場合、未着・遅延については、理由の如何にかかわらず、区では責任を負わない。
- (11) 提出期限以降の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (12) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (13) 詳細は説明書による。